

平成18年第1回由利本荘市議会定例会(3月)会議録

平成18年3月13日(月曜日)

議事日程第4号

平成18年3月13日(月曜日)午前9時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	24番	加藤 鉦一	議員
	1番	今野 英元	議員
	7番	高橋 和子	議員
	8番	渡部 功	議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議案・陳情委員会付託(付託表は別紙のとおり)

本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

出席議員(28人)

1番	今野 英元	3番	佐々木 勝二	4番	小杉 良一
5番	田中 昭子	6番	佐藤 竹夫	7番	高橋 和子
8番	渡部 功	9番	佐々木 慶治	10番	長沼 久利
11番	大関 嘉一	12番	本間 明	14番	高橋 信雄
15番	村上 文男	16番	佐藤 賢一	17番	伊藤 順男
18番	鈴木 和夫	19番	齋藤 作圓	20番	佐藤 勇
21番	佐藤 譲司	22番	小松 義嗣	23番	佐藤 俊和
24番	加藤 鉦一	25番	土田 与七郎	26番	村上 亨
27番	三浦 秀雄	28番	齋藤 栄一	29番	佐藤 實
30番	井島 市太郎				

欠席議員(2人)

2番	今野 晃治	13番	石川 久
----	-------	-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田 弘	助役	鷹 照賢 隆
助役	村上 隆司	教育長	佐々田 亨三
企業管理者	佐々木 秀綱	総務部長	佐々木 永吉
企画調整部長	猿田 正好	市民環境部長	松山 祖隆
福祉保健部長	豊島 一郎	農林水産部長	小松 秀穂
商工観光部長	藤原 秀一	建設部長	佐々木 孝一

行政改革推進 本部事務局長	佐々木 均	教育次長	中村 晴二
消防長	福岡 憲一	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	中嶋 豪
総務部次長 兼財政課長	小松 浩	企画調整部次長 兼企画調整課長	渡部 聖一

議会事務局職員出席者

局長	熊谷 正次	長	石川 隆夫
書記	鎌田 直人	書記	遠藤 正人
書記	阿部 徹		

午前 9時00分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

2番今野晃治君、13番石川久君より欠席の届け出があります。

出席議員は28名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（井島市太郎君） それでは本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、先週に引き続き一般質問を行います。

24番加藤鉦一君の発言を許します。24番加藤鉦一君。

【24番（加藤鉦一君）登壇】

24番（加藤鉦一君） おはようございます。いよいよ一般質問も3日目でございます。さまざま前任者の議員の皆さんと、だぶるようなことがございますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、改正されます介護保険制度の対応についてお伺いいたします。

人口の急速な高齢化が進展する中で、これまでも高齢者介護の問題については、その時代時代の要請にこたえて自治体の積極的な取り組みが行われてまいりました。

一方で、要介護高齢者の状態は多様で、生活環境や社会経済状態も異なっており、こうした人々が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者本人や家族の努力だけでは困難であり、介護の問題を社会全体で支え、問題解決するため、介護保険制度が構築され6年目に入っております。

介護保健制度の創設時の状況と比較をいたしますと、軽度者の大幅な増加、軽度者に対するサービスが状態の改善につながっていないなどの課題が指摘され、今年度は制度の持続可能性を確保する、あるいは明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本視点として新予防給付や地域支援制度の創設が行われ、予防重視型システムへの転換など制度全般について見直しが行われることになりました。

その一環として昨年10月には特養ホーム、あるいは老人保健施設、療養型の医療施設等々、約80万人を超える高齢入所者について、施設利用に伴う食費と居住費を介護保険の給付から外して、入所者の自己負担とする制度改正がなされまして、その他の改正

部分については、いよいよ本年の4月からというふうになっております。

全体として地域を重視した内容となっておりますが、特に包括ケアを推進するための地域包括支援センターの役割は、今回の改正の理念を具現化するための大きな役割を果たすこととなります。その内容には、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指すものでありまして、その実現のためには、できる限り要介護状態にならないよう介護予防サービスを適切に確保しながら、要介護状態になったとしても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される、包括的、継続的サービス体制を確立する必要があるというふうに今回の改正でなされております。特に包括支援センターは、どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して、1カ所で相談からサービスの調整に至る機能を発揮する、いわばワンストップサービスの拠点としての機能が期待されております。

国の指針では、1万5,000人から大体二、三万人程度に1カ所という指針はあるわけですが、当市は4月から包括支援センター1カ所の設置ということになります。この包括支援センターを機能させる視点で市民の要望等に対して十分に対応できるのか、本当に私どもの本市は面積の広い広域合併市だけに、やはり身近な介護の拠点としての機能を発揮できるのか、多少心配しております。

市内にはこれまで地域の中核としてそれぞれ既存の在宅介護支援センターがございます。どのような連携のもとで包括支援センターの機能の充実を図っていくのか、お考えをお尋ねいたします。

また、これまで民間事業者に委託していた要介護認定調査、新規申請分については、原則として今度は市が責任を持って実施するということになるわけですが、その包括支援センター運営のための保健師、あるいは社会福祉士、主任ケアマネージャー等のこの人的なマンパワーの設置については、もちろん経過措置はございますけれども、いつまで、どの程度の人員体制を考えて臨まれるのか、そしてまたこの包括支援センターをやはり市民に理解していただくような、その周知についてはどのように考えておられるのか、この件についてお伺いをいたします。

介護保険は2000年4月に始まったわけですが、その当時、介護認定者は全国で218万人でありましたが、今日5年が経過した時点では2005年6月末時点では417万人になっております。約5年で倍近い、約91%の介護認定者が増加しているという状況であります。特に要支援、要介護1の認定を受けた人は、当初に比べて全国では約2.4倍になっております。当地域においては、こういう認定についてはどのような経過をたどり、これからどのように推移するというふうにお考えになっているのかお尋ねをいたします。

介護予防の考え方については、要介護状態になることをできる限り防ぐことと、要介護状態がそれ以上に悪化しないようにし、その人の生活や人生を尊重し、できる限り自立した生活を送れるように支援するというこの介護保険の理念には私も賛意を表するものであります。そのために今回の新予防給付、地域支援事業等の創設がなされたわけがあります。人間誰しも元気な高齢者であってもやはり年をとり、いつかは病気や、あるいは環境の変化などさまざまな要因によって生活機能の低下は起こり得るわけですが、早期の対応、つまり水際作戦が生涯にわたってこの生活の質クオリティー・オブ・ライフといいますが、そういう質を維持することが大変重要な視点であります。そ

の水際作戦を効果的に行うための手法、特に必要に応じて筋力運動とか今度は口腔ケア、あるいは栄養改善の指導もされることになるようではありますが、当市内の介護事業所の新たな取り組み、あるいは検討中などの計画はどの程度であるのかお尋ねをいたします。

今回のこの昨年の介護保険法の改正の中には、やはり背景としてこれまでの5年間の介護保険法の経過の中でやはり給付総額が跳ね上がったという財政上の事情が大きくあるわけがあります。今回の改正によって、国ではこの介護予防の導入によって10年後、介護の必要のない高齢者が要支援以上に悪化するケースを20%減らすことが可能、あるいは要介護2以上に重症化するケースも10%以上抑えられるという、さらには給付費用も約2兆円節約できるというふうに国では強調されております。

この新予防給付、地域密着型サービスの創設によって、今度は市の独自の判断で高齢者ケアのトータルなマネージメントを、しかも介護保険の財源を用いてできるようになった、これは私は画期的なことであるというふうに理解をしておりますが、ただ取り組みによっては、これは効果が出ない、あるいは給付は減少しない、その割に介護保険は上昇するというようなこれは最悪のケースではありますが、こういうケースも予想されるということでもあります。現実的に自立につながられるかどうか、重度者を減らせるかどうかという根拠は今のところ非常に乏しいな、本当に国の言うとおりになるのか実際心配なところもございます。それだけに行政の取り組みと、そこに住んでいる市民の力量が、その地域の福祉サービス水準を決定づけることになる、つまり自治体ごとにこれからは差が出てくるというのは避けられない必至の状態だということでもあります。

地域の実情に合わせたこの地域支援制度が、これから主流となる在宅介護においても大変大きな役割を果たすというふうに考えられます。先ほど申し上げましたように、今回の改正の印象としては、市にゆだねられた役割は非常に大きい、介護予防のプランは基本的にはケアマネージャーではなく、市が設置、あるいは委託する包括支援センターの保健師が最終的な責任をもって作成をする、さらに包括支援センターでは高齢者虐待防止、あるいは権利擁護事業を本格的に進める役割を担うということになるわけがあります。

すべての市町村を全国的に見ますと、必ずしも一律に並んでいるわけではないなというふうに思っておりますが、全国的にこういう役割をすべて一律に果たして市町村はやっていけるのかどうか疑問に感じながらも、当由利本荘市においてはさまざま高齢化施策等考えますと、高齢福祉の先駆的取り組みの地になるように積極的な展開を期待するものでございます。

定例会初日、市長の施政方針演説がございました。そのくだりの中に、「これから我が地は都市間競争に勝ち抜かなければなりません」。そしてその後段にさらに「誕生したばかりの新市由利本荘市においては、これからの都市間競争に勝つことです。勝たなければならない。勝つことだ。念ずれば花開く、声高からに「勝つ」と由利本荘市は市民とともに前進してまいりたい」という施政方針のくだりがございました。私も感銘深く拝聴いたしました。勝つためには、もちろんハード面、産業の振興、雇用の確保、大変大事であります。あわせて、それを支える基盤となるソフト面にも十分に配慮した、今、今回の質問にありますような元気な高齢者が多い市、そういう地域になる、そういう基盤ができることが私は由利本荘市の潜在力、ポテンシャルを上げることになる、改

めて感じた次第であります。

次に、同じ福祉関係であります、この福祉有償運送についてお伺いをいたします。

福祉有償運送については、平成15年、構造改革特区制度ができて、その道が開かれてから3年近くが経過をし、その間、福祉車両を使用した福祉有償運送については平成16年に全国展開がなされております。今回の見直しによって、これまで構造改革特別地域における措置のみ認められていた、このセダン型車両等の一般車両にまで使用可能車両が拡大をされるというふうになってまいりました。

高齢化社会の実情を踏まえ、運送法改正によって、一応本年の3月までに届け出をすれば、一定の条件を満たした福祉有償運送、あるいは過疎地有償運送を許可の対象とすることが決定されております。

そのためには、もちろんそういう届け出も必要であります、地方公共団体が運営各機関と運営協議会を発足させて、協議が整った場合に道路運送法に基づく自家用自動車での有償運送の許可を行うことを可能にしているわけでありまして、特にNPO・ボランティア等による有償運送を合法的に行う道を開いたという、私は画期的なものではないかなというふうに思います。

私ども当由利本荘市の現状を考えると、高齢化はこれは全国的に進んでいるわけですが、特に秋田県は平均で26.5%ぐらいですか、全国でも今島根県に次いで確か、高知県・秋田県、2番目か3番目です。そして確実に独居老人の方もふえています。由利本荘市においては高齢化率が26.8%か26.9%。ますます高齢者のこの福祉有償運送の必要性は私は高まってきているというふうに思います。

もちろん市内には福祉タクシーもございしますが、意外と必要としている利用者の居住地域には福祉タクシーはないというのが現状でありまして、この地域的な需要のミスマッチもありまして十分な体制にあるとは言いがたい状況にあります。

本市における福祉有償運送の実態と運営協議会の開催等はどのような状況下にあるのか、また、実際に運用する地域NPO等を積極的に育てることについてどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、秋田厚生年金休暇センターの存続については同僚議員からも初日に質問がされておりますが、私からも申し上げたいと思います。

秋田厚生年金休暇センター「ウエルサンピア」の存続に関する経緯については、昨年6月、9月議会において一般質問がされてありまして、市長からは現在の機能をそのまま維持されるように、県・市、あるいは関係団体の連携のもとに国、あるいは整理機構に対し強く強く働きかけていく旨の答弁がされております。

改めて申し上げるまでもなく、厚生年金休暇センター「ウエルサンピア」は、体育館、プール、あるいはスケート場等を備えた市内最大の宿泊施設でもあります。また、旧岩城町時代からこのセンターを中心に観光行政も推進されてまいりましたし、今後も由利本荘市の観光行政を展開する上においても、やはり秋田市に隣接をする北の由利本荘市の玄関口としての役割は私は大変大きいものだというふうに認識をしております。

しかしながら、時代の流れによる厳しい年金財政改革、あるいは社会経済状況の変化を踏まえて、昨年の年金制度改革による福祉施設の見直しの合意がされまして、昨年の10月には独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が設立をされまして、その機関

が売却をするということになるわけでありましたが、いずれにしても受給者の健康増進や福祉の向上など一定の役割は認めていただいておりますが、平成22年9月30日までの5年以内に売却をする、しかも全国的には288カ所ですか、この施設を廃止、または一般競争入札に付するというふうにされております。ですから、入札参加がないということは廃止ということもあり得るということの一つの方法ととらえられております。

多くの市民の皆さんから、このセンターがなくなるのではないかという不安の声が聞こえてまいります。

先月の19日には、この存続を願う岩城地域の市民大会が開催をされまして、施設の機能の維持、あるいは従業員の雇用の確保、あるいはたとえ売却されたとしても、施設がこれまでのように機能を維持できるようにという多くの市民から強い要望があったところでございます。当施設は、地域住民の健康の保持増進並びに生きがいづくり施設として大勢の方々に利用され、今では地域にとってはなくてはならない施設に発展をしております。

昨年の国会で法律制定する議論の際に、附帯決議として地元自治体と事前に相談すること、職員の雇用確保への配慮が義務づけられております。整理機構も「本年3月ころまでには地域の実情を調査をし、進め方を検討する」というふうにしております。

ホームページで機構の水島理事長は、「施設譲渡に当たっては、公共性への配慮や従業員の雇用にも配慮した譲渡に最善の努力をしていきたい」というふうに述べられております。

昨年の9月議会以降、整理機構からはどのような市に対しての情報提供があり、どのような話し合いがなされているのか、その後の経過についてお尋ねをいたします。

また、地域においては本当に機能存続の大変強い要望がありますので、市長のご見解をお伺いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、加藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1の福祉・保健の充実について、（1）の改正介護保険制度、 の包括支援センターの機能充実をどう図るか、 のセンターの人員体制と既存施設の連携はについてであります。関連がありますので一括してお答えします。

地域包括支援センターについては、加藤議員が述べられたとおり、高齢者の総合相談窓口として設置されるものであり、本市においては4月1日に設置する予定であります。

ご指摘のとおり、由利本荘市を一つの生活圈域としていることから1カ所の設置であります。広大な圏域に1カ所では地域における福祉要望にこたえられるかというご心配も考慮し、直営の在宅介護支援センターについては包括支援センターのサブセンターとして、また、民間法人等の地域型在宅介護支援センターについては協力機関として、各地域の高齢者の相談窓口として存続する計画で、協力をお願いしているところであります。

また、地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーの三

職種の専門職を配置すべく準備を進めているところであります。

なお、新規の要介護認定につきましては、原則として市の職員が調査を行うこととなっており、担当職員が県の研修等を受講し準備は進めておりますが、申請件数に対応できない状況になった場合は、経過措置で認められている既存の居宅介護支援事業所に委託することも考えております。

いずれにいたしましても、介護保険制度の改正については、できるだけ早い機会に市民の皆さんにお知らせしたいと思っておりますので、地域包括支援センターの設置や業務内容についても、その中で周知に努めてまいりたいと存じます。

次に、これまでの経過とこれからの取り組みについてであります。ご指摘のとおり、本市においても要介護認定者については、要支援・要介護1といった軽度の伸びが大きく、制度開始時の平成12年の947名が平成17年には2.2倍となっており、特に要介護1については577名が2.7倍の1,549名となっております。

今後については、介護保険の保険者である本荘由利広域市町村圏組合において、にかほ市も含めた本荘由利圏域の要介護認定者数について、平成18年度から平成26年度までの推計を行っております。

介護保険法の改正により、現在の要支援は要支援1に、また、要介護1は要支援2と要介護1とに区分され、それぞれの状態にあったサービスが提供されることとなりますが、要支援1・2と要介護1の軽度認定者は、このままの自然体では平成18年度の2,760名が1.19倍の3,290名ほどになるものが、介護予防事業を行うことにより1.16倍ほどに押さえられるものと見込まれることから、介護予防の実施は重要と考えております。

次に、の介護事業所の新たな取り組みについてお答えします。

ご質問の筋力運動や口腔ケア、栄養改善の指導については、要支援者に対する通所系サービスの選択的メニューとして追加されるものですが、実施するには介護予防通所介護、もしくは介護予防通所リハビリテーション事業所としての指定手続きが必要となります。

間もなく、県で4月1日事業開始の事業者指定の受付、審査を開始いたしますが、現在、サービスを利用している要支援認定者のため、ほとんどの事業所で申請するものと思われるので、その動向を見守りながら対応していきたいと考えています。

次に、の介護予防の取り組みについてと、地域支援制度について、関連がありますので一括してお答えします。

今般の介護保険制度の見直しの基本的な視点は、予防重視型のシステムへの転換であり、具体的には、軽度者を対象とした新予防給付及び虚弱高齢者を対象とした介護予防事業を創設し、科学的に予防効果が検証されたサービス体制を早期に提供できる仕組みを構築してまいります。

さらに、地域支援事業としては、既存の介護予防活動を再編、拡充するなど、在宅介護を支援する事業を実施してまいります。

いずれにいたしましても、お元気な方から要介護者までのすべての高齢者に対して、介護給付、新予防給付、地域支援事業など一貫したマネジメントのもとにサービス提供ができるよう、地域包括支援センター機能を強化してまいります。

次に、(2)の福祉有償運送についてお答えします。

福祉有償運送につきましては、NPOや社会福祉法人などにより、高齢者や障害者などの単独で交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院、通所等を目的に有償で行う運送サービスであります。現在、本市においては実施されているNPO等はありませんので、運営協議会は設置しておりません。

現在の在宅福祉移送サービスとしては、身体障害児・者移送費給付事業等により交通費の一部助成を行っているところであり、平成18年度からは、人工透析通院交通費助成事業を実施する予定であります。

また、ご質問の事業を運営するNPO等の育成につきましては、地域の実情や利用者のニーズに応じて、社会福祉法人やボランティア団体等と協議してまいりたいと存じます。

次に、秋田厚生年金休暇センターの存続についてお答えします。

ご質問にもありましたが、この施設の存続については、昨年6月及び9月にも一般質問があり、また、9日、佐々木勝二議員の質問にも基本的なことはお答えしておりますが、その後、機構側からの情報提供、あるいは話し合いが行われているのかとのお尋ねであります。

機構側から昨年11月の意向確認の調査があったのみであり、そのほかの情報提供や話し合いの場はもたれておりません。

意向確認での回答は、佐々木勝二議員にお答えしたとおり、「市としては現時点では譲渡を受ける意思はない。また、現在の機能を存続できるように希望する」旨の回答をしているところであります。

現在の秋田厚生年金休暇センターは、機構設立と同時に機構に出資され、その管理下のもとで運営されており、売却の方針を定めるため、施設の現況などの調査が4月上旬に実施されると伺っております。

さきの存続を求める市民大会は、同センターの存続を願う地元の切実な願いであり、北の玄関口の形容を整えるためにも、現在の機能を継続した形で譲渡が行われるように関係機関に働きかけてまいります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 24番加藤鉦一君、再質問ありませんか。24番加藤鉦一君。

24番（加藤鉦一君） ただいま包括支援センターの件で、市内に1カ所、それから既存の在宅介護支援センターについてはサブセンターとして位置づけるというご答弁でございました。要するにサブセンターをどう機能させるかが、やはりこの介護保険法の充実につながっていくわけでありますが、私は先般、会派で東由利を訪問した際に、実は東由利の職員の皆さんから「東由利の現状の高齢化率はもう38%を超えている。ぜひ皆さんにも理解をしていただいて応援していただきたい」、こういうふうなお話を職員の皆さんからいただきました。やはりすべて平均的な高齢化率が由利本荘市で26.7%だから、その政策ですべての地域を網羅するという、1カ所でコントロールするというのではなくして、福祉というのはやはりその地域、小さな範囲での充実、福祉は小さいほど機能する、そういう視点での包括支援センターの役割を果たしていただきたい。つまりは、サブセンターをただ始動するというよりも、そういう温かい目でサブセンターとの連携をうまくしながら機能するようにぜひ頑張ってください、こういうふうに思う



ところであります。

それから有償運送についてでございますが、私もその申請はないのかなというふうに思っておりました。ですけれども、こういう地域にあっては需要はものすごくあるというふうに私も伺っております。ただ、どういう形でこういうものを立ち上げるかの手だてがわからない市民もたくさんおられます。今回の発展計画の中にもさまざま住民自治の充実の中で、基本計画に地域のまちづくりを担うボランティア・NPOとの支援を行って住民と行政が協働して住民自治のまちづくりを目指すんだということがうたわれているわけでありまして、ぜひそういう地域によっては、やはり行政がみずからそういうものに対して手を差し向けて援助して自立していただく、こういうことも私は大変大事なのではないか、つまり情報として行政がどの程度市民に提供して、それを盾に頑張っていただくのか、こういうこともひとつぜひ、民間から何もなければ何もしないのではなくして、積極的なそういうこともぜひお願いをしたいものだ。

それから年金センターの件であります。昨年の6月、9月にも市長からは関係機関に積極的に働きかけていきたいという旨の答弁がされております。その後、東京等に出張の多い市長ですから、当然そういう機関等に伺いをしたりしたことはあると思います。今後においては、ぜひ機構にこの今国体も控えているわけでありまして、その旨の話を機構側に市長からもぜひ陳情いただければ大変ありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） それでは、加藤議員の再質問にお答えしますが、ただいま一番最初の福祉の問題の包括支援センターと、それからサブセンターのことでございますが、特におっしゃるとおり由利本荘市、広大な面積であります。しかも地形的になかなかこの地域は非常に沢入りといいたいまいしょうか、複雑というんでしょうか、非常にこう交通の便からすると難しいところだろうと思います。そういう意味でも、先ほど申されました地域においては、特にその感が強いのかなというふうなことも感じます。いずれにしましても、福祉の問題についてはやはり全体を見て、そうした心配のないような、そうしたことに心がけていかなければならないというふうに思います。

それから有償運送のことでございますが、ただいま申し上げましたように、例えば大内、奥まで行けば相当の距離、東由利しかり、矢島しかりです。そんなことで大変交通の便としてはよくないわけでございますので、この輸送については、特に有償運送等については、やはり関係機関、先ほどNPOがまだありませんと申し上げましたが、こうしたNPOの立ち上げといいたいまいしょうか、そうしたことも働きかけながら、ぜひともそうした弱者に光が当たるような、そういうことをやっていかなければならない、というふうに思います。今後の検討課題として受けとめてまいりたいと思います。

それからウエルサンピアの問題でございますが、これは議会が明けたらこの機構について働きかけてまいりたい。先日、大会をされた代表の方々が見えて、市長にぜひ一緒に行ってほしいという要望もございましたので、そういうことからこれから機構に対して我々の気持ちを訴えていきたいとこのように思いますので、よろしくご理解ください。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 24番加藤鉦一君、再々質問ありませんか。

24番（加藤鉦一君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、24番加藤鉦一君の一般質問を終了します。

この際、9時55分まで休憩します。

午前 9時43分 休 憩

午前 9時56分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。1番今野英元君の発言を許します。1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） 昨年、合併後1週間、3月29日に総務省より1通の文書が都道府県、自治体に送付されました。その文書は、総務省事務次官通知と言われるもので、地方自治体の行政改革をこれから強力に推し進めなければいけないという国の方針であります。新地方行革指針と呼ばれるものであります。

その内容は、各自治体の行政改革の計画を05年から09年の5年間でどのように行うのか、そして数値目標を掲げて2006年3月末日まで集中改革プランとして公表を迫るものであります。これは、小泉構造改革の中樞を占めるものでありますし、各自治体の行政改革の事務局は「合併の次は行革か」ということで、集中改革プランづくりにさぞかし苦労されたのではないかと思います。

この事務次官通知を読みますと、お役所の文書、官僚が書いた文書というのは、極めて事務的で無機質なものが多いとよく言われます。机の上の文学 机上文学や官庁文学などやゆされることがあるのですけれども、私はこの文書を読んでみて、非常に書き手の強い意思があらわれた、そして書き手の息遣いが伝わってくるような、筆の力が読み手に伝わってくるような文書でありました。私はこの文書に関しまして、小泉内閣とは私は反対の立場でありますので、必ずしもこの文書を全部全面的に支持しているわけではありません。

今回、由利本荘市においても、この事務次官通知を受けて行革大綱、そして、その細目というべき集中改革プランが発表されました。この行革大綱、そして改革プランを読みますと、事務次官通知の持つ迫りに比べまして、非常に問題の先送りや「導入を検討する。」などのあいまいな表現があり、行政としての強い意思が感じられませんでした。でも、これは行革事務局にとっては大変ご難儀をされたつくったものだという事は私も重々わかっております。この中で数値目標がはっきりしているのは、職員の定数を10年間で300人削減する、このことだけは数値目標がはっきりしております。

そこで、私は集中改革プランについて質問したいと思います。

質問の第1点は、職員の自己評価制度についてであります。

今回、評価制度について、ほかの同僚の議員からもいろいろな質問がなされております。私は評価には「必ずやらなければいけない評価」、そして「慎重に行うべき評価」があると思っております。

市が導入しようとしている自己評価制度というのは、どのような内容のものなので

しょうか。管理職と一般職を同時に行うものなのか。また、この自己評価が給与や人事に反映されるものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

また、改革プランの中で「職員の給与制度については、人事院の勧告等に基づき」という1項があります。2005年8月15日に出されました人事院の勧告では、2006年度から5年間で段階的に5段階の評価制度を導入しようと勧告しています。この5段階査定昇給制度に多くの問題点がある、私はこのように思っております。市長はこの件に関してどのように認識しているのか、お聞きしたいと思います。

現在の定期昇給制度を査定昇給制度に変更するということは、労務政策、人事政策の一大転換であります。これまでの定期昇給制度や人事政策で何か問題点があったのかどうか。あるとすれば何であったのかをお聞きしたいと思います。

また、査定昇給制度の導入については、民間が行っているからやるべきだとか、国が導入しようとするからやるべきだというのは、極めて安易な提案理由であります。市長は、査定昇給制度が職員の士気と住民サービスの向上に本当に有効であるという確信があるのかお聞きしたいと思います。

質問の2つ目でありますけれども、行政評価制度の導入についてお聞きします。

本市の集中改革プランでは、導入を検討するとしております。また、施政方針では、部長等による内部評価を行うとしております。この内部評価とは具体的にどのようなものなのでしょうか。

市長は、旧本荘市時代より何度か導入の検討をすと言ってきましたが、なかなか実施には至りませんでした。しかし、事務次官通知においては、行政評価制度は既に各自治体において導入済みという見地に立っております。このことは、2002年4月に政策評価法が施行され、3年後の運用状況の見直しが検討され、そして2005年6月に政策評価制度の見直し案が提示されました。

今回、政策評価新指針というものは、新規事業の事前の評価もしよう、そして事後の検証もしようという積極的な内容であります。また、事業の達成目標の数値化をきちんと明示すること。そして、各省庁の情報公開の徹底を指示しているのであります。

このことから、行政評価については国の方が先行し、今まで全く行ってこなかった本市においては、1周遅れ、2周遅れの状況となっているのではないのでしょうか。

本市の予定では18年度検討 ことし中は検討するということなんですね、19年度より実施としておりますけれども、今年度中に行政評価条例を制定して早急に行うよう求めるものであります。

3つ目の質問でありますけれども、第三セクターの整理・統合・合理化についてお聞きします。

総務省の事務次官通知においては、第三セクターについて外部監査の導入を行う、そして行政評価の視点を踏まえて点検評価の充実・強化を図ることを各自治体に求めています。そして、事業の内容、経営状況、そして公的支援の議会への状況説明をきちんと行うこと、そして住民への情報公開を求めています。

今回、本市の「黄桜の里」と「ほっといん鳥海」の決算報告が出されておりますけれども、その他7つの第三セクターの決算状況はどのようになっているのでしょうか。

また、個別の経営改善計画、19年度中に検討して財務諸表の概要や財政支援の状況、

必要性などは平成21年度に公開するとしています。これではあまりにもテンポが遅くて、手遅れになるという状況ではないでしょうか。本当にこのような本市の取り組みの目標でよいのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、市民とのパートナーシップの確立であります。

今回の行政大綱においては、市民との協働のまちづくりを目指しております。協働のまちづくりのポイントの一つは行政協力員制度にあります。

改革プランの中では、平成18年度の行政協力員制度の見直しとなっておりますけれども、今後どのような方向を見指すのかお聞きします。

また、旧7町の意見を昨年12月から1月に聞いたとしておりますけれども、この行政協力員制度にどのような意見が出たのか、市長のご意見をお聞かせください。

また、現行のままの制度で行くのであれば、行政協力員制度の交付金などどのように統一していくのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

次に、教職員への人事評価についてお聞きします。

秋田県教育委員会では、2006年度より教職員に対しての人事評価を行うとしております。この行う背景としては、子供の学力の向上や児童生徒の問題行動への対応、そして新しい時代における学校づくり、また、教師の能力や資質を高めるために必要だとしております。

評価の内容として、教員が自己目標を設定する。また、客観的で公平な評価をするためには、一次評価と二次評価を行うとしています。また、5段階評価でありまして、一番上がS・A・B・C・D、5段階になっております。そして、自己目標をして、第一次評価、絶対評価である第二次評価を受けるというものであります。職員に関しましては、事務長が一次評価を行う。そして、二次評価は校長が行う。学校の教諭に関しましては、教頭先生が一次評価を行い、校長先生が第二次評価を行う。教頭に関しましては、校長が一次評価を行う。そして校長に関しましては、所轄の教育委員会の教育長が一次評価を行う、このような内容であります。

そこで質問でありますけれども、基本的なことをまずお聞きします。

教育長の人事評価に対する考え方でありまして、本当にこの人事評価が子供の教育の学力の向上や授業内容の改善や子供の心のケアの問題、教育環境が確保されるという裏づけがあるのでしょうか。この人事評価システムは、開発元が自動車の製造に関する、そういうところの人事評価システムであります。職務が限定された、限られた業種の製造や販売にかかわる人事評価システムであり、教育現場には本当に適しているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

また、この人事評価の問題点であります。

この点につきましては、教職員、そして自治体職員にかかわらず、すべての人事評価を導入する際の問題点だと思っておりますので、市長もよくお聞きください。基本的には、公平で公正な評価制度というものが確立しているのかどうかという問題であります。どうしても評価制度を導入したいとするときには、管理職の中で4つの原則である「公平で公正な評価の原則」、「透明性の原則」、そして「客観性が維持されているのかどうか、客観性がもたれているのか」、そして「評価する側と評価される側がお互いに納得しているのか」、この4つの原則がまず必要であります。そして、労働組合がきちん

とこれに納得しているのかということと、評価制度を行った際の苦情解決制度の整備がなされているのかどうか、この4つの原則と2つの要件を備えた評価制度を必要とされております。

また、4つの原則に基づいた評価が可能な管理職を育成して、そして提案する、このことが非常に重要なんですね。管理職が人事評価を行うのでありますから、ちゃんと評価の可能な管理職を育成しなければいけないと言われております。そして、評価の情報を本人に開示する必要がある。そして、苦情解決制度の委員会には労働組合もきちんと関与させる必要がある、こうと言われております。

今回の5段階評価でありますけれども、S・A・B・C・Dの5段階評価のこの評価分布比率の割合は決まっていますのでしょうか。この点についてお聞きしたいと思います。

2番目に、県教委で作成の人事評価のハンドブックという非常に厚い冊子がありますけれども、この中で評価の原則と評価に当たって陥りやすい、これは人間が評価することですから陥りやすいエラーというものが出されております。評価する人たちは、こういうふうに評価に当たって陥りやすいエラーがある。どういうことかといいますと、評価対象者の何か一つのことが目立つと、そのほかのこともすばらしく見えたり、あるいは、あらが目立ったりする傾向がある。これは人間に全部あるという意味なんですね。ですから、公正な評価結果よりも甘い、または辛い評価をしてしまう傾向がある。それから評価そのものに自信がないために無難な選択をすることから、評価が実際よりも真ん中に偏る傾向がある。評価者が自分を基準にして評価してしまうことから、自分の得意の分野には厳しくて、そうでない分野には甘い評価をする傾向がある。全くそのとおりだと思うんですね。人間が人間を評価するんですから、非常に気をつけなければならないということを県教委でも言っております。

つまり、人が人を評価するということがいかに大変なことであるかのあかしでありますし、教育長はこの評価を行う自信というものが、管理職を含めてあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

次に、旧由利組合総合病院跡地に建設予定の文化複合施設についてお聞きします。

図書館や美術館は市民の知的な好奇心をかきたてて、私たちの眠っている読書欲や絵心というものを目覚めさせて、そこで生活にとっていかに図書館や美術館が大切なものであるかということを私たちに気づかせてくれるものであります。

今回、旧由利組合総合病院跡地に文化複合施設として図書館と美術館構想が浮上してきました。このことに関しまして、我が由利本荘市には、旧本荘市を含めてですけれども図書館政策というものがあつたかどうかお聞きしたいと思います。

図書館の建設や運営に必要なものは何かと言われれば、それは図書館学を学ぶ司書の存在がまず第一番目であります。そして行政として図書館政策を確立しているかどうか、このことでもあります。現在の本市に図書館政策があるのでしょうか。新しい図書館建設に当たって図書館政策があるのかどうかお聞きしたいと思います。

ここに「あきたLプラン15」という秋田県の公立図書館の振興のための提言書があります。公共図書館が最低限機能するための数値や基準と、本荘図書館の数値と達成率を示しているものであります。これは平成15年度のものでありますので、合併前、そして人口4万4,000人の数値でありますけれども、専任の職員が7名、それに対して基準値

では17名が必要だと言っています。達成率は41%。資料代、これは本代ですけれども、昔の旧本荘市ではこの資料代というのはほぼ10年ぐらい500万円ぐらいなんですね。それに対して2,900万円が必要であると提言しております。達成率は17%であります。蔵書の数9万3,000冊でありますけれども、基準値では21万7,000冊、達成率43%であります。そして、資料の購入の冊数が1年間で9,300冊なんですけれども、基準値では1万4,700冊、達成率20%。司書数が3人、これに対して基準値では10人必要であると言っています。達成率30%であります。このように数字が達成率の非常に低いところを示しておりますけれども、これを一気に高めることは困難であるかもしれません。しかし、達成率を高めるための努力と政策が必要なのではないでしょうか。新しい図書館の建設、運営の基礎は、「あきたしプラン15」の実行、これが図書館政策になるのではないかと思います。市長のご見解をお聞きしたいと思います。

次に、由利本荘美術館の建設についてであります。

今回、由利本荘美術館建設に関して陳情書が美術・芸術団体から出されました。美術館構想に関しましては、ほぼ20年来、美術館建設についての運動がありましたし、建設基金の積み立ても行われております。

提出された陳情書を見てみますと、市民に開かれた芸術活動を行う、そして育成していく、そして地域密着型の美術館であると、この3つが基本的な性格としてうたわれております。しかも内容が専門的でありますし、常設の展示場、企画展示室を含めまして収蔵庫や床、そして照明など美術館の運営、収蔵作品に至るまで事細かな陳情書が出されております。これは、まさに関係者の熱意のあらわれである、このように思います。

市長はこの陳情書を踏まえまして、美術館構想についてどのようにとらえているのかお聞きしたいと思います。また、基本計画検討委員会が立ち上がった場合には、関係者の参加についてもぜひとも取り計らってもらおうよう、参加できるように要望されておりますので、この件に関しても市長のご意見をお聞きしたい、このように思います。

最後に、介護保険についてですけれども、これは私の前に発言されました加藤議員とかなり重なり合う部分があります。

今回のポイントは、給付の抑制や介護予防サービスを導入して重症化を防ぐ、そしてホテルコスト、食費を自己負担して介護保険からの支出を抑えることにあります。そして改正の目玉は、地域支援事業、その中核は地域包括支援センターであります。

地域包括支援センターの課題は、2年間の猶予期間があるものの人口3万人から4万人に1カ所、この基準でいきますと、由利本荘市の場合、人口9万人とした上では2万人に1カ所とすると4カ所、3万人とすると3カ所が必要になります。さきの予算説明会の中で、由利本荘市においては1カ所の設置という説明でしたけれども、なぜ1カ所しか設置できないのでしょうか。これは、人的な問題や予算上の問題があるのでしょうか。

また、介護の質が大変問題になると思います。具体的には、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、プランニングのできる保健師やフットワークの利く御用聞きケアマネージャーでないケアマネージャーが必要とされます。主任ケアマネージャーを含め人材の確保は大丈夫なのでしょうか。

地域包括支援センターは、介護保険法の中に位置づけられております。根拠となる条

文を読みますと、将来的には地域住民の生活全般の支援の拠点ということが読みとれます。また、このセンターに求められているのは、いわゆる大型のハードな施設ではなくて、地方自治法の1条にある住民の福祉の増進をいかに実現していくのか、そのための機能と人材をいかに確保するのか、このことが問題であると思います。まさに、地域支援事業や地域包括支援センターの強化と充実は自治体の責務であります。

市長が、施政方針演説で示しました都市間競争、地域間競争に勝つためには、介護保険政策ではっきりと自治体間の差が出てくる、このことでもあります。そのためには、地域支援事業計画の立案と確実な実行こそが急務であることを訴えまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、今野議員のご質問にお答えします。

初めに、由利本荘市行政改革大綱について、集中改革プランについての 職員の自己評価制度についてであります。自己評価制度は、行政改革を実行する上で不可欠な、職員の人材育成を図るための方策の一つとして、行政改革大綱（案）の中に盛り込まれているものであります。

その内容は、職員の自己評価により、個性を尊重し、能力を伸ばし、住民から信頼される人材の育成を図るといふ、能力開発型の育成・評価制度であると理解しています。昇給制度等との関連につきましては、今後、総合的な見地から県や他市の動向を見きわめながら慎重に対応してまいります。

次に、 の行政評価制度の導入についてお答えします。

行政評価システムは、行政機関が主体となって、一定の統一された目的や視点のもとに行政活動を評価し、その成果を行政運営の改善につなげていくために、行政活動の中にシステムとして組み込んで実施することであり、行政改革の上で極めて有効な手段と考えております。

本市では、事務事業評価について内部評価の仕組みを平成18年度中に確立し、19年度には外部の評価を加えるため、住民代表や有職者による第三者機関を設置することを行政改革の取り組み目標に掲げています。

行政評価においては、一定の基準で客観的に行うことが重要であり、評価の対象となる事務事業も多岐多数にわたることから、システムの確立には時間が必要と考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

なお、行政評価システムの制度化については、先進事例を参考に法令執務の見地から今後検討してまいります。

また、部長等による内部評価につきましては、内部評価を最終的にとりまとめる委員会と位置づけ設置しようとするものであります。

次に、 の第三セクターの整理、統合、合理化についてお答えします。

初めに、第三セクターの収支についてお答えしますが、現在、本市には、ご質問にあったように観光・レジャー関係の施設運営を主としまして9つの第三セクターがあり、雇用の場の創出や地域活性化の拠点の役割を担い、各地域において幅広く地域に貢献してきたところであります。

一方、経営面においては、バブル経済崩壊後、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、第三セクターを取り巻く経営状況も一段と厳しさを増しておりますが、直近の決算期の状況は、9施設の合計で1億5,300万円ほどの累積赤字になっているものの、単年度収支では2,460万円ほどの黒字となっている状況であります。

しかし、昨年来の燃料費の高騰や大雪の影響による各施設への入り込み客が減少していることから、来期の決算では予断を許さない状況でありますので、今後とも、より一層の経営努力が必要と考えるものであります。

次に、第三セクターの整理、統合、合理化についてであります。昨年、市町村合併を契機に管内9つの第三セクターで組織する、由利本荘市第三セクター支配人等連絡協議会を立ち上げております。この協議会では、各第三セクター間で綿密な連絡を取り合うことにより効率的な事業展開を推進し、市町村合併のスケールメリットを生かしたコスト削減を図るとともに、運営に関する調査研究もその設置目的の一つとしているものですが、行政も事務局を担当しながら、今後の第三セクターのあり方について研究しているところであります。

なお、第三セクターに関しては、地域の経済的な効果と公共の福祉の分野に大きく貢献していることも事実でありますので、その取り扱いについては、出資者を含め慎重に協議を進めていく必要がありますので、ご理解を願います。

次に、の市民とのパートナーシップの確立についてであります。

行政協力員につきましては、合併協議の中で「合併後に統一する」とされていたことから昨年12月に統一案を提示し、市議会全員協議会と8地域の行政協力員会議において、ご意見等を伺ってまいったところであります。

各地域からのご意見でございますが、統一案に賛成の方と現状維持を望む方があり、現行の報酬額維持、市からの委嘱行為の継続、個人への報酬支払い、地域差考慮、激変緩和措置、町内会の予算編成前の決定等についてのご意見が出されました。

こうしたご意見を斟酌し、平成18年度には従前同様の取り扱いをすることといたしました。

ただ、報酬額に大きな格差があることから統一は必要であり、平成19年と20年の激変緩和期間を経て、平成21年から団体割2万5,000円、世帯割700円の合計額に全市統一したいと考えております。

なお、行政協力員は、町内会推薦として制度を存続させ、委嘱状も交付いたします。

地域差につきましては、今後検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、教職員の人事評価についてでございますが、この評価について大変重要でございます。(1)教育長の人事評価に対する考え、(2)人事評価の問題について、これは教育長がお答えをいたします。

次に、3、旧由利組合総合病院跡地に建設予定の文化施設について、(1)の図書館政策について、この図書館政策について、この問題も長年旧本荘市としても議論されてきたことであり、この図書館について、これから組合病院跡地を想定しながら現在進めておりますが、このことについて教育長からお答えをいたします。



(2)の由利本荘美術館についてでございますが、組合病院跡地の活用につきましては、村上文男議員、大関議員、長沼議員にもお答えいたしました。まちづくり交付金事業での整備を計画しており、その概要につきましてはコミュニティセンターとメディアライブラリーが主なものであります。

ご質問の病院跡地の施設整備計画でのギャラリー等につきましては、コミュニティセンターに市民が気軽に美術作品も鑑賞することができ、交流できる場として、日常的に多くの皆様から利用いただける施設として考えているところであります。

美術館につきましては、美術団体等が作品展などを開催できるよう、岩城の美術館など既存施設との連携や文化会館を含む周辺再整備計画を策定していく中で、施設のあり方などについて協議をすることとし、今後とも本市の芸術文化の推進に努めてまいりますので、ご理解ください。

次に、4番の介護保険について、地域包括支援センターの設置についてであります。地域包括支援センターの設置箇所数等については、先ほど加藤議員にお答えしたとおりでありますので、ご了承願います。

なお、ケアマネジャーの担当件数についてであります。居宅介護支援、いわゆるケアプランの作成については、現在、市内29カ所の居宅介護支援事業所で行っており、一人のケアマネジャーの標準担当件数は50件となっております。4月からは35件に引き下げられることとなりますが、18年度から新たに実施される、要支援1・要支援2に認定された人の介護予防支援業務についても、一人8件まで担当することができますので、こちらも居宅介護支援事業所に委託して実施する予定であります。

次の介護予防評価委員の設置については、平成16年度介護予防市町村モデル事業を実施した市町村において設置した経緯はありますが、本市においては事業を実施しませんでしたので設置しておりません。

なお、4月から実施される介護予防事業の評価については、事業所等で実施した内容と改善状況などを地域包括支援センターで確認することにしてあります。

以上でございます。

議長(井島市太郎君) 佐々田教育長。

【教育長(佐々田亨三君)登壇】

教育長(佐々田亨三君) 今野議員の教育委員会関係の質問にお答えいたします。

2の教職員への人事評価についての(1)教育長の人事評価に対する考え方についてと、(2)人事評価の問題点については、関連がございますので一括してお答えいたします。

現在、国において公務員制度改革の検討が行われ、文部科学省でも教職員給与のあり方全般についての検討も進められております。

このような厳しい条件のもと、本県教育の質の向上、維持等を目指して「あきた教育新時代創成プログラム」を精力的に推進していこうとしております。教員の新しい評価システムはその中に位置づけられ、平成18年度より本格実施される予定であり、教職員の資質向上と人材育成、学校の活性化を図ることを目的としております。

学校教育の根幹は、子供たちの学力や成長を保障することであり、そのために教育の担い手として最も重要なのは一人一人の教員であります。

したがって、新しい教員の評価システムを取り入れることにより、それぞれの教員がその資質能力を向上させながら積極的に学校運営に参加することが可能になりますし、子供たちのみならず、ひいては保護者・地域住民から信頼される学校づくりにもつながるものと期待しております。

この評価システムを実施するに当たって、県では評価者研修を実施いたしまして適切な運用が図られるように努めております。評価に当たっては一次評価者である教頭、二次評価者である校長は、普段から教職員の指導や観察を通して得る情報をもとに、客観的かつ公正に評価できるものと考えております。

また、評価システムには、いわゆる評価の五原則である「合目的性」「公正・公平性」「客観性」「透明性」「納得性」と、そして2つの要素、すなわち「苦情処理制度」や「労使協議制」が常に組み入れられておりますので、公正で客観的に機能していくものと確信しているところでございます。

幸い、平成16年・17年の2カ年にわたり施行された評価システムモデル校からは、「教師理解と信頼関係の構築が図られた」「管理職と個々の教員との相互理解が促進された」ということが成果として報告されております。しかし、「面談のための時間の確保」等マイナス評価もありましたので、常に見直しを図っていく必要があるものと考えております。

この評価は5段階で評価をいたしますが、それぞれの配分割合を定めている相対的な評価ではなく、設定した基準をもとに幅をもたせた評価をする絶対評価であります。

平成18年度から実施される新しい教員の評価システムについては、今後も各学校にその趣旨と意義を十分に伝え、その適切な運用について指導をしてまいりたいと存じます。

次に、図書館政策についてのご質問にお答えいたします。

現在、由利本荘市には統括館としての本荘図書館のほか、岩城・由利の2つの図書館、さらに、日新館や出羽伝承館など7図書室があり、広く市民に親しまれております。

平成16年度の本荘図書館の貸し出し冊数は8万3,000件を超え、手づくり絵本展やおはなし劇場などの子供読書活動も活発に行われているほか、県内最多の開催数を誇る読書会活動も定期的で開催されております。

このように図書館運営については、生涯学習を推進する基幹施設として、市民に対する情報サービス体制を整備しながら、親しまれる図書館となるよう努めているところでございます。

今後も、本荘図書館を市民への均等な情報サービスを提供する統括館と位置づけ、全地域を結ぶネットワークシステムの構築に努めながら、3図書館・7図書室の一層の充実と連携強化に努めてまいります。

さて、「あきたLプラン15」の内容についてでございますが、これは文部科学省が平成13年に告示した「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づいて秋田県公立図書館の振興を図るため、平成19年度の達成を目標とした設置及び運営に関する数値基準を示したガイドラインであります。県内の公立図書館は、このガイドラインを目標として設備やサービスの向上に努めておるところでございます。

これをもとにした本荘図書館の現状についてであります。達成を求められる基準値の大部分が50%を下回っており、市内各地域の図書館・図書室においても同じような状

況となっているのが現状でございます。このことから、本市の図書館振興を図るために、都市再生整備計画まちづくり交付金事業で計画されているメディア・ライブラリーに、由利本荘市総合発展計画に盛り込まれている各図書館や図書室はもとより、県立図書館や市内・小中学校図書館を結ぶ由利本荘市図書館ネットワーク事業が早期に実現することが必要と考えております。

また、新たな図書館が、各地域・各層から選出されております図書館協議委員の意見を集約の上、宅配などにより、どこでも利用できる図書館づくりを目指すなど各地域の図書館活動を強化し、全市の生涯教育活動の活性化を図られるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再質問ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 今、市長と教育長から人事評価についてのお二人の意見を聞きましたけれども、もう一度質問させてください。というのは、今まで行ったきた定期昇給制度にどのような問題点があるのかという点であります。査定制度を入れるということは、先ほども申しましたとおりに労務政策、人事政策の一大転換であります。特に市の仕事、行政の仕事というのは、個人で行う場合もあるのですけれども、チームワークをもって課単位で行う仕事が多いのであります。この点が人事評価を取り入れた普通の民間の会社とは大きな違いがあります。例えば車の製造に当たっての技術は、その技術者がいいかどうか、それから車の販売台数が非常に多い職員、そういう方たちは成果としては高く評価されます。また、保険を多く取ってきた保険の外交員がいれば、そういう方たちは成果主義で人事評価で高く評価されます。しかし、行政の仕事というのはチームワークで仕事をする、これは教育長の人事評価も一緒でありますけれども、一番成果主義が入りにくい人事評価は成果主義と言われております。成果主義に基づいて人事評価をするわけですけれども、教育の関係と行政の関係に一番入りにくいのが成果主義であると言われております。本当にこの制度が市役所に入った場合に人間関係が崩れていく、常にだれかから評価をされ、そして人の目を気にしながら仕事をやらなければならない。1993年に日本のトップ企業でありました富士通がこの人事評価システムを導入して、10年後には会社が惨たんたる状況になった、みんな会社の人間関係が崩れたからであります。そういう危険性をもっている。私はこの前、佐々田教育長の家庭教育の大切さというものを生の声で聞いて非常に感動いたしました。感謝する心、感動する心、そして学ぶ向上心が家庭教育の基本である。ひょっとすると、この評価主義、人事評価というのは、この対極線上にあるものではないかと思っています。人を点数で評価する、これは佐々田教育長の言われている教育理念とは真っ向から反するものではないか、私はそう思いますけれども、もう一度その件聞きたいと思っております。

それから美術館構想でありますけれども、先ほど市長も言われましたとおりに美術館構想、長い間、美術館設置の運動が細々でありますけれども続いてまいりました。今回アートギャラリーという名称になるのか、それともギャラリーという、どのような規模のものになるのかわかりませんが、ぜひとも美術団体、芸術団体の熱意はかなり高いものがあります。今回、中央公民館の下の中央公民館ですね、あそこでいつも絵が展示されるわけですけれども、ああいう場所というのは会議室になったり、あるいは

間仕切りがあったりして非常にギャラリーとしては不向きであります。ぜひとも美術団体、芸術団体のご意見を取り上げて、はっきりした構想を示してもらいたい。

以上、質問であります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 今野議員の再質問にお答えしますが、人事評価の問題は非常に市民にとっても職員にとっても重要なことでもあります。ただいま今野議員が会社の例をとって申されましたが、この公務員としての人事の評価、おっしゃるとおり組織として成り立っております。それがゆえに、職員は「市民が市政の主人公である」ということを、それは当然のこととして勤務していただかなければなりません。しかしながら、個人にはそれぞれの個性というものがあって、その個性がいかに組織の面で、そして市勢発展に注がれるか、これが大事なところであります。やはり組織の中で自分一人で行動したいと、そうした方もおりますが、私はやはり組織としてまとまらなければ、この市政というものはうまく動かない、こういうふうに思います。いつも辞令を交付するとき申し上げておりますが、啄木のうたにもありますが、何で私はあの人より遅れるのか、何であいつが自分より早く昇給する、あるいは昇進するのか、自分から見ればそういうふうに見えますけれども、それは公平な立場であらゆる角度から見て人事評価を行っていません。デジタルとして、ただ単純に数値であらわせないものをもっているのが人間の心であります。例えばオーラを感じる、そのオーラというものは数字であらわせますか。なかなかあらわせない。そういう意味で、人事評価は非常に難しさをもっています。しかしながら、組織を活力あるものにするためには、やはりどうしても評価というものをせざるを得ないということでもあります。そういう意味で、これからその評価の方法についてもさまざまな角度、あるいはさまざまな方法、そうしたものをこれからもなお一層研究に研究を重ねて由利本荘市勢発展のためになれるような、そうした評価を構築してまいりたいとこのように思っています。

それから美術館のことではありますが、よく美術愛好者から言えば、美術館は欲しい、欲しいと。美術館というのは展示室のことなのか、美術を 例えば岩城にある美術館がありますが、そうしたことで自分たちの描いた絵をそこに掲げて鑑賞してもらうのが美術館なのか、その辺のことは抜きにしましても、やはり先ほどの今野議員のおっしゃるように、やはり常設というんでしょうか、常設となるとそこで由利本荘市としての美術品を抱えるのかというふうな大きな問題にも遭遇しますが、何はともあれ、美術愛好者の皆さん方からすればぜひとも私たちの美術の力作を展示する場所がほしいというのが美術愛好者の方々のご意見であります。ただ美術館というふうな名前がついた場合には、そうした常設の立派なものというふうな観念にとらわれますが、その辺のことはこれからまた美術愛好者並びに市民のご意見を伺いますが、今の時世、なかなか何億円、何千万円という、購入してということになりますと、今野議員からその辺のことは議会が終わってからお伺いしたいものというふうに思いますが、いずれにしましても、この美術館というものはやはり市としての顔として欲しいものだなということは私も常に感じているところでございます。

人事評価のことについて、助役から補足させます。

議長（井島市太郎君） 鷹照助役。

助役（鷹照賢隆君） ただいま市長が申し上げました人事評価についての具体的な詳しいと申しますか、現況についてお答えしたいと思います。

先ほど来いろいろご指摘、それから答弁いたしておりますけれども、正直申し上げましてこの内容については非常に難しいものがあります。それで国の方でも評価査定について打ち出しておりますけれども、当面は管理職だけを対象にして施行するという事になっているようでございます。それから県の人事委員会勧告もございまして、こちらの方でも公平で公正な人事評価制度を確立するとなると、なかなか昇給制度への反映等も難しい面があるということで検討事項として現在鋭意検討中のようでございます。市といたしましても国の動向、それから県の人事委員会の動向等も十分把握しながら、今後そういうものについて研究してまいりたいと、こういうふうに思っておりますのでよろしく願います。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 今野議員の再質問にお答えしたいと思います。教育観ということになるかと思っておりますけれども、いわゆる教員一人一人に、私自身も体験上、やはり徹底した愛情、あるいはさまざまな豊かな心というのはきちんと持っていなければいけないと思っておりますが、同時に教育には学力を身につけさせる力、そしてまた学力を身につけさせる技術を持っているという、このところがプロとしての教員だろうと思っておりますし、そのことはここで表現していいかわかりませんが、大村はまという方もその学力を身につけさせる、身につけさせる技術を持っているというのをプロとしての押さえをしておりますし、私もその考え方で長年まいってきたところでございました。

さて、そのことと今回の評価制度というものが直線的には結びつかないかもしれませんが、私はこの学力を身につけさせる、身につけさせる技術を持っているところが一つの尺度となるような気がしております。実は先日申し上げた家庭教育についての私の感謝、感動というのは、実は熱意であります、熱情であります、愛であります。その範疇の感謝、感動であります。しかしもう一つの学ぶ心は上位だけでございますけれども、それから高める向上というところに私自身は一つ尺度を置いているところでございます。そういう観点から、今回の人事評価制度はやはり教育活動の中にもそうした尺度を持った場面を取り入れながら、ご父兄の方々の学力への懸念、あるいは広くは国全体のそうした世界の学力状況をかんがみでの体制の中から、もっと少しは何かしようではないかという時代を直接的に反映した考え方として導入されていくべきものであろうかと思っております。そのために先進県は今8つの都・県が施行しておりますし、ただそうしたことにストレートに行くという本県の方針ではございません。まずやってみて、そうした尺度を何とか工夫してみよう。ですから、やってみて見直しを徹底して図るということについては、これはさまざまな協議を重ねて改善を、これ日常化もしていきたい、このように思っているところでございます。

基本的な考え方を申し述べさせていただきました。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再々質問ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 今、助役と教育長から人事評価についての基本的な考え方を伺いましたけれども、先ほども言いましたけれども県教委でつくっている人事評価のハンドブックの「評価者が陥りやすい心理偏向」。人間はやはり人と人との関係の中で相手を

どうやって評価するかという、そういう人間関係が一番面倒くさい、人が人を評価するという一番面倒くさくて、しかも誤りやすいということを事細かに書いているということは、いかに危険性があるかということでもあります。ですから意外と市長は今話したら、大変だと言いながらやる方向ですけれども、やっぱり非常にこれは研究に研究を重ねて、そして組合なりときちんと合意を取った上でやらないと、後で役所の人間関係がかなり悪くなる、そういう危険性をはらんでいるということを申し添えまして質問を終わります。

議長（井島市太郎君） 今野議員、ただいまは再々質問ですか、ご意見ですか。

1番（今野英元君） 意見です。

議長（井島市太郎君） 意見ですか。以上をもって、今野英元君の一般質問を終了します。

この際、11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時17分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。7番高橋和子さんの発言を許します。7番高橋和子さん。

【7番（高橋和子君）登壇】

7番（高橋和子君） 7番高橋和子でございます。議長より一般質問の許可をいただきまして質問させていただきます。

その前に38年以來の豪雪と言われ、12月は本当に私もたまげた大雪でございました。除雪に関しましても当局のご努力によりまして、住民の方々からあまり不満の声も出ませんでした。豪雪地帯に住んでいる者といたしましては、除雪関係の方々には大変感謝を申し上げております。また、1月10日の日でしたけれども、市長が鳥海地域に豪雪視察ということで住民の方々を激励しに来てくださいました。そのおかげでしょうか、それからは平年並みの降雪に変わりました。市長には大雪、大雨のときには、ぜひ足を運んでいただきたいとそのように強く思います。

それでは質問に入りますけれども、の由利本荘市農業指導センターのあり方と担い手支援事業についてお伺いいたします。

この質問に関しまして、言葉だけでは私は説明が無理でございますので、議長に許可をいただきまして皆様方に資料を配付させていただきました。このことの（1）から（3）までありますけれども、この質問に関しまして、また話それますけれども、私の生業は酪農業であります。牛というのは反すうをしながら栄養をとっていきます。私もそのように、（1）から（3）まで大変重複しながら、反すうをするような形で質問になると思いますけれども、何とかそこら辺はご容赦願いたいと思います。

本市におかれましては、昨年5月に、市の水田農業推進協議会の発足と同時に農業総合指導センターが発足したと聞いております。

神奈川県のお半分と言われる広大な地域の中に標高0メートルから400メートル、そして積雪がほとんどない地域から、今なお2メートルを越す積雪を残す地域までと、極めて多様な条件の中に農地が散在し、特色ある農業生産が行われています。

このような地域の特色を生かしつつ、統一した米を基幹とし、産地づくり、ブランド化も進めていかなければなりません。土づくり実証米、由利牛などはよい例であると思います。その農業振興、そして農家指導のかなめに位置するのが、総合指導センターであると強く思います。

支所単位においては、旧町から引き継いだ支部を結成し、活動している地域もありますが、肝心の本所・本部が「仏をつくって魂を入れず」、開店休業の状態ではないのかと大変危惧するものであります。地域振興局、農協等各農業団体と常に連携を取りながらも、あくまでも市当局が責任を持って市農業の指導に当たるべきと考えるものであります。

まず、運営組織についてであります。組織図を私なりに作成してきました。お手元にある図であります。指導センターの運営組織、運営体制、取り組むべき事業についての図であります。

まず、運営組織についてであります。行政、生産者団体、農業委員会、共済組合、土地改良区など関係機関で構成をし、そして同時に三者連携による合同事務局体制を確立し、さらには支所ごとの支部体制を確立する。そして、連絡調整、意見情報交流、農業者への情報提供、総合相談窓口の役割を果たすなどの機能を発揮し、さらには三者連携事業の企画、実施に取り組むことと、そのように図にいたしました。

さらには、運営体制についてであります。

センター運営協議会、これは既に結成されておると聞いておりますが、さらに先ほど申し上げました幹事会を早急に立ち上げ、機能させるべきであると考えます。そこに三者による実践活動のための事務局を設置し、支所におけるセンター支部も機能させるべきであると考えます。ここが指導センターの核となるべきポイントであり、一日も早く立ち上げるべきと考えております。

次に、5つの具体的事業への取り組みについてであります。

第一に、地区別の農業振興ビジョン等の振興プランの策定であります。

第二に、農業生産の振興拡大であります。米以外の露地型作物、施設園芸、由利牛の生産拡大等、畜産振興、さらには公共牧場の有効活用などの取り組みであります。

第三は、本市農業の基幹作物である他産地に絶対負けない売れる米づくりの具体的取り組みであります。

第四には、地産地消運動、直売、販売流通調査、消費者との交流促進などのマーケティングづくりであります。

そして最後になりますが、今現在最大の農政の課題であります担い手づくりであります。担い手づくりにおいては、集落、個別営農の育成、集落営農活性化への支援、19年度から始まる新たな経営安定対策への対応などが中心的テーマとなり、本市においても担い手支援センターを置いて対応するようでありますし、由利地域振興局、農協、さらには秋田県農協中央会においても専任の職員を置いて指導、支援を続けております。

かつてない取り組みの体制であります。本市における対象集落は400近くもあり、今日現在で国の要件を満たしている担い手は、認定農家で397名、集落営農にあっては、わずか5集落と私は聞いております。

多様な状況に置かれている集落、担い手の方々が要件をクリアするまでもっていくに

は、まさに指導センターの持っている機能をフルに発揮しなければなりません。

もう一度言うようですが、情報を共有し、周知徹底をし、すべての事柄について対応できるという、まさに農業振興と農業指導の核となる農業総合指導センターについて、そしてあり方について、(1)から(3)までがっくろめて質問いたしました。市長のご見解をお伺いいたします。

次に、5地域の公共牧場の運営についてお伺いいたします。

本市には、旧本荘市・大内町・由利町・矢島町・鳥海町の5地域に公共牧場があります。それぞれの地域によって牧場の運営、経営の状態は大きく異なっているように見えます。しかし、本市畜産振興や畜産農家へのサービスという本来的な目的から見ますと、十分に機能なり役割を果たしているとは言えないのであります。

今後の運営方針と由利繁殖和牛、肥育する由利牛、あるいは乳牛の生産拡大に向けての利活用をどのように考えておられるのかお伺いいたします。例えば、旧由利町ふれあい農場に秋田由利牛の団地を建設してリース事業に取り組むとか、広大な草地を生かした安価な粗飼料を農家へ供給する、乳用牛の育成の低料金での預託の拡大、さらには受精卵移植事業への取り組み等考えられます。先ほど提案いたしました指導センター等で十分に検討され、早急に具体案を提示していただくようお願いいたします。市長のご見解をお伺いいたします。

次に、鳥海ダム建設促進についてお伺いいたします。

21世紀は水の世紀であると言われていています。65億の人類にとって、水は生命維持に欠かすことはできません。食糧生産、その他産業にとっても真水は欠かせない存在であります。エネルギーやさまざまな資源については、次々と新たな素材が発見され、代替えや省エネを進めることができますけれども、水だけは不可能であると言われていています。

我が国においても3,000万人口の関東においては、もはや新たな水資源はないようであります。これからは、水のあるところに人が集まり、産業が興ることが十分に考えられます。しかし、大量のまとまった水の確保には長い準備と工期が必要であり、右から左へと簡単にいくようなものではないことは承知しております。

そういう中で、市が国土利用計画案の中に鳥海ダムの建設をはっきりと文言をもって盛り込まれました。大変な大きな前進であると思います。この流れをさらに加速させ、早期の着工、完成にこぎつけたいものと念願しております。建設予定地の地権者、住民は一人の反対者もなく建設を望んでおります。

先日の村上・高橋両議員の質問に対しまして市長は、「工事事務所の設置と早期建設着手を強力に要望する」とお答えしております。大変心強い思いであります。市の取り組み方としてもう一步踏み出して、さらに関係諸団体や市民の参画の上、すそ野を広げて促進支援行動を展開するなど必要と考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

観光地域づくり実践プランについて質問いたします。

平成17年11月、国土交通省が観光地としての魅力的な地域づくりをハード・ソフト施策の両面で支援する観光地域づくりプラン事業に由利本荘市を含む本県・山形県の3市1町で構成する環鳥海地域を選んだと発表いたしました。実践プランのテーマは、「癒しのふるさと・鳥海隠れ家ツーリズム、自然を活かし、歴史を活かし、人を活かす。日本人が忘れてきたものを再発見する旅へ」、豊かな自然に囲まれた鳥海山ろく一帯をい



やしの観光資源と位置づけ、体験型観光を目指すとあります。そして、官民一体となった観光地づくりの推進を目的に設定されたと聞いております。

本市の観光地づくりにも大変よい追い風になると思っておりますが、本市では何をどれくらいアクションを起こしておるのでしょうか。この事業は、必要なインフラ整備などのハード面なども支援するとなっておりますが、点である観光地を線で結ぶという絶好のチャンスだと考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、高橋議員のご質問にお答えしますが、その前に雪のお話出ましたけれども、本当にことし雪が大変でございました。きのうからけさにかけて百宅には30センチメートル降雪がありました。笹子には24センチメートル、老方は3センチメートルとこういうことで、非常に鳥海の方の積雪が多かったのでございまして、百宅は30センチメートル降ったのでまた2メートル49センチメートル、笹子は152センチメートル、老方94センチメートルというふうになっております。早くみんなで「春よ来い」の歌を合唱したいものとこのように思います。

それでは、ご質問にお答えします。

まず初めに、由利本荘市農業指導センターのあり方と担い手支援事業についてでございますが、ただいま高橋議員からこのような資料をちょうだいしまして大変参考になりました。

それでは（１）センターの役割、（２）のセンター組織の現状と活動の状況について、（３）の担い手支援事業、支援組織との関連について、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、農業総合指導センターは、これまで各地域の農業振興方策に即した独自の活動を実施してまいりましたが、新市農業の一体的な振興を図る観点から昨年８月に組織を一本化し、あわせて総合支所単位に支部を設置しております。

農業総合指導センターの役割についても、これまで同様、地域農業の振興を図ることを目的に、高度化する農業技術及び経営に対応するため関係指導団体等と協力し、担い手を含めたすべての農家に対し、農業技術並びに経営指導の一元化を図るものであります。

現在の活動は、支部単位にこれまでの事業を踏襲して実施している状況であります。今後は農業ビジョン確立のため一貫した指導体制のもと本所機能を強化し、支部単位においても地域特性を生かした事業の展開ができるよう調整してまいります。

また、担い手総合支援協議会につきましては、新たな経営安定対策の対象となる認定農業者や集落営農組織等の育成に向け具体的な育成目標やスケジュールなど策定するものであり、このため農業総合指導センターと連携して事業展開ができるよう、同様の委員構成として組織化を図ったものでございます。

したがって、ご質問にもある担い手支援センターは、認定農業者や集落営農組織の育成に向け目標とする営農体系や経営指導など、より具体的な指導・助言を行い、その体制等につきましては今後ＪＡと協議・決定してまいりますので、ご理解を願いたい

と存じます。

次に、大きい2の5地域の公共牧場の利活用についてであります。現在、5地域にある公共牧場の年間利用頭数は延べ1万9,000頭の放牧、また、粗飼料の畜産農家への供給など、本市畜産振興に欠くことのできないものとなっております。

しかしながら、各牧場間の利用状況に差異があることから、公共牧場の利活用体制の再構築も必要になってきておることはご質問のとおりであります。このため草地の更新拡大等、適切な維持管理に努めるとともに、今後の放牧頭数等を勘案し、各施設の特徴を重視しながら、それぞれの牧養力に応じた体制を検討し、公共牧場全体の効率的な運営を図り、秋田由利牛及び酪農振興を図ってまいります。

次に、3の鳥海ダム建設促進についてお答えします。

鳥海ダムの建設促進につきましては、さきに村上文男議員並びに高橋信雄議員のご質問にもお答えしておりますが、これまでも市議会との合同要望や同盟会を初め、機会あるごとに国・県へ要望しており、特に、女性市民にもご同道いただきながら秋田県知事に直接要望申し上げたところであります。

ダムの建設促進のためには、鳥海ダム建設促進期成同盟会を中心として市民が一丸となったスクラム体制確立が不可欠であります。特に安全・安心な生活用水と渇水時における農業用水の確保には、水量・水質両面からダムの活用以外にはない現状について市民からご理解をいただき、建設促進に対する底辺の拡大を図りながら、全市を挙げての要望活動を展開してまいりますので、ご理解ください。

また、工事事務所の開設につきましては、子吉川水系河川整備計画におけるダム建設の具体化に伴い実現されるものと思われ、市といたしましては一日も早い鳥海ダム建設着手に向け、地域一丸となって要望してまいります。

次に、4の観光地域づくり実践プランの具体的事業内容についてのご質問ですが、当実践プランは国土交通省が募集したものであり、これに秋田・山形両県と、本市を含む3市1町の自治体並びに観光協会などの民間観光関連団体が連携して観光振興に結びつけようとの趣旨から、それぞれの観光関連事業計画を持ち寄り「環鳥海地域観光推進協議会」として応募したものであります。昨年11月にこの計画が認定を受け、その後、各事業ごとにアクションプログラムとして個々の計画概要を提出しております。

実践プランの内容につきましては、国土交通省が直轄で行っております日沿道、仁賀保本荘道路などの道路整備事業や港湾整備事業であり、補助事業としては両県の国道・県道の整備事業並びに遊佐駅の駅舎改修事業と最上川桜堤モデル事業であります。これに、本市等協議会を構成する関係団体の観光関係計画を総計で約100事業ほど掲げております。本市の事業計画としては、まちづくり計画の観光関連事業であります。

前回の定例会でもご質問がありお答えしておりますとおり、この実践プランの認定は、個々に対し、直接支援や補助がなされるものではございません。環鳥海地域が連携して観光振興に向かって行くという姿勢を明確に示したものであり、これにより国土交通省の事業が一層促進されることとなり、ひいては地域の観光振興を支援するというものであります。

いずれにいたしましても、今後3市1町と関係民間団体が今まで以上に連携を深めながら環鳥海地域の振興に努めてまいりたいと存じます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 7番高橋和子さん、再質問ありませんか。7番高橋和子さん。  
7番（高橋和子君） お昼も近くなりましたので、一つのみ質問させていただきます。

農業総合指導センターのことです。市長から今、支部単位ではありますけれども一貫した指導体制にはなっていないというお話でございました。市長もご存じのように19年度から経営所得安定対策が出てまいります。そうしますと、品目横断的経営安定対策につきましては米のみでございます。私たち現場で働いている者といたしましては、7が米、3が転作であります。そういう転作を今現在主にやっている人方は女性の方々でございます。私たちみたいな年の女性の方々が今一生懸命、何とか経営を安定させたいという思いの中からお仕事をしております。そういう方々からの声でございます、この図は。何とかしてこういうものを、きちり市が主導を取りながら情報をすべて共有をして、そして統一をして私たちに指導していただきたいという思いから私はこの図をつくりました。私は素人でございます。この図は叩き台として、これから事務方、プロの方々が練って最高のものをつくっていただきたい。そしてさまざまな情報を統一したものを私たちに一本でおろしていただきたいという思いからこの図をつくりました。そういう観点から、何とかこういう組織を軌道に乗せまして、19年度からの私たち農業をしていく者たちへ、私たちに何とかこのような柱をつくりまして情報を提供していただきたいという思いからつくったものでございます。何とかそういう生産者の人方の重い心を受けとめまして、受けていただきまして、こういうものをつくって稼働と申しますか動かしていただきたい、そのように思います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 高橋議員の再質問にお答えしますが、高橋議員から、先ほど申し上げましたように大変貴重なご提言と申しますか資料をいただきました。

この農業総合指導体制ということですが、まず第一、農協はどのようにされるのか、農協よ頑張れと、こういうふうにまず申し上げたい。そしてまた、行政も頑張る。双方が頑張ると、そして農業者も三者一体となって頑張ったところに必ず農業の開ける道筋があると、このように思っています。そういう意味で、高橋議員のご質問の内容を十分検討して、これから進みたいとこのように思います。

以上です。

議長（井島市太郎君） 7番高橋和子さん、再々質問ありませんか。

7番（高橋和子君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、7番高橋和子君の一般質問を終了します。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。8番渡部功君の発言を許します。8番渡部功君。

【8番（渡部功君）登壇】

8番（渡部功君） 私は3月2日に通告してありました大綱4点、小項目12点についま

して質問してまいりたいと思います。

質問の前に、多くの議員の方々より今年の豪雪に対する、冬の厳しさに対するいろいろなご意見がございました。ご感想もございました。それに対する、除雪対応に対する高い評価がございました。私も同じ思いであります。厳しい冬に耐えてこそ訪れる春のありがたさ、暖かさ、自然への強い感謝の気持ちがわいてくるわけであります。この冬の厳しさとともに、この寒さの中で受験勉強に頑張っただけでまいりました市内の多くの高校受験生の皆さんにとっては、いよいよあすが合格発表であります。厳しい受験勉強を頑張り通した皆さんに、暖かい春と一緒に光り輝く春が訪れる朗報が届きますようにお祈りするものであります。

さて、3月議会は予算議会であります。今までの17年度の持ち寄り予算から施政方針に基づく本格的な予算が編成されていることと思います。この予算が来年の1年経った後にどう評価されるか、非常に大切なことでもあります。そのような中で我々議員も当然のように、いい施策ができるようにいろいろな角度から追及し、あるいは確認する大切な予算議会であります。当然のように質問に立たれる議員も多いわけでありまして、最終バッターということで皆様方の質問と重複するところがたくさんありますが、答弁をもうもらったようなこともあります。原稿を書き直す時間がございませんので準備したように進めてまいりますので、当局の明快なご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、第1項目といたしまして平成18年度施政方針と予算について伺ってまいりたいと思います。

1番目といたしまして、住民自治組織の育成と対策についてであります。

市長は、2月28日の施政方針の中で、地域に開かれた住民自治のまちづくりのために地域住民が主体的に自治活動に取り組めるように、住民自治活動支援交付金、地域振興事業補助金などの支援策を実施するようであります。さきに新市まちづくり計画の中でも、町内会や自治会のコミュニティ機能の低下の現状を踏まえサポートセンターなどを設置し、活動の活性化や組織の強化を図り、自治活動をリードできるリーダーの育成の支援もしていきたいというふうに述べております。

今まで旧1市7町は、8つのそれぞれの地域環境の違いの中で、その特徴を生かしながら自治活動をしてまいったと思います。今、周辺部では若者が集落を離れ町部に住む傾向が進んでおり、高齢化の波は勢いを増しているのが現状です。このような現状の中で、ましてや今後職員が削減されていく中で、本市の町部に住んでいても、また、農村部、あるいは山村部に住んでいても安心して暮らしていくためには、主体的な町内自治活動が求められます。その大きなかぎを握っているのが、リーダーの確保と育成であると思われます。リーダーの育成と士気を高めていくためには、リーダーにあたる町内会長や自治会長を市政の中にきちんと位置づけるとともに、各長と総合支所が太いパイプで結ばれていることが、市民にとってもまた町内会や自治会にとっても大きな安心につながると思います。また、市のためにもなることだと思っておりますが、市長の考えを伺うものであります。

次に、2番目といたしまして地域の市民交流事業の推進について伺います。

今までは、それぞれの地域において市民を楽しませてくれるお祭りのイベントから知識を高める学習などのさまざまな特色あるイベントが繰り広げられきたようでありま

す。イベントによっては、その地域を越えて多くの方々が参加され、大きな交流の場として地域の皆様に愛されている事業もたくさんあると思います。これらのイベントは、地域の多くの人々に交流の楽しさと、その場を大きく提供し、地域に住んでいることへの自信や誇りを与えてくれています。そして、そのイベントはその地に根差したものであり、地域に対する愛情も自然に育って行くのではないのでしょうか。私は、18年度予算はかなり厳しい情勢にあることから、これらイベントの予算がどのように扱われるのが心配したところですが、比較的予算がついておりますので少々安心しているところでもあります。中には大幅に削減されたものや予算のついてない事業もあるなど、さきに述べましたように地域に根差した事業でありますから、これらのことについて内容のよくわかる総合支所との十分なる検討がなされるのが大切だと思いますが、十分な検討がなされたのか伺います。また、今後同じようなイベントを整理統合していく考えがあるのか、伺ってまいりたいと思います。

次に、3番目といたしまして総合支所機能の強化と独自予算の設置について伺います。

1市7町は、今まで自然条件を初め、いろいろな環境の違いの中でそれぞれの地域にふさわしい文化を生みはぐくみ歩んでまいりました。合併により多くのことに調整が図られ、統一が進められてまいりました。新市まちづくり計画などを見ましても、住民と行政の適切な役割分担に基づく協働によるまちづくりを実現するために、旧市・町の区域ごとに住民自治組織の代表者の構成による地域審議会や地域協議会などを設置し、計画策定や管理・運営などに住民参画を推進するとしてあります。8つの地域で話し合われる内容も当然のように違ってまいります。その話し合われたことを、総合支所は本庁と協議し、実現していかなければなりません。また、総合支所の役割として最も大切なことは、市民と直接接する場であるということであり、総合支所の対応によっては、市の評価も大きな影響を受けてまいります。9日の高橋議員の質問に対し市長は、「総合支所に即決・完結機能を整え、さらに政策立案等には本庁と総合支所の協議を図り行政運営をする」と答えておりますが、今後それぞれの地域協議会などで話し合われた問題の解決と、新たな個性ある地域づくりの実現に向け、総合支所機能の強化が必要と考えますが、市長の考えを伺います。地域協議会などの話し合いなどによる年度途中においての事業や緊急課題に対しても対応できる自由な独自予算を設置するべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、4番目といたしまして職員の積極的な人事交流による意識改革について伺います。

去年は合併ということで、人事についても最小限度に抑えられたように思います。8つの地域には、それぞれの特徴を持った生活の知恵や文化、そして自然環境があると思われ、積極的な人事異動により、多くの職員が由利本荘市の実態を認識できると、職員間の交流を深めることにより、互いの理解を高めることにより、交流を進め、本庁と総合支所、そして総合支所間の信頼を高めるために大いに交流をすべきと思いますが、市長の考えをお伺いするものであります。

次に、外部評価制度の導入についてお伺いいたします。

この件に関しましては、きょうもございまして、もう答えをもらっているようなところもありますけれども、私が体験した点では、山形県では県として既に県民の評価制度

を導入しております。例えば国道や県道の現状や改良状況、改良計画について県民の評価をいただき、施策に反映しているようであります。評価状況を、そして結果を県民に公表もしているわけであります。やはり一番大切なことは、市民の目を見た評価を受けることが何よりも大切だと思っております。市民による外部評価制度を一日も早く導入すべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、大綱2点目といたしまして経営所得安定対策について伺ってまいりたいと思っております。

この安定対策につきましても、9日に高橋議員より集落ビジョン中心に詳しく質問しておりますので、簡潔に2点ほど質問してまいりたいと思っております。

1番目といたしまして、経営所得安定対策の周知徹底と集落の実態把握についてお伺いいたします。

19年度から導入される安定対策は、戦後農政の最大の改革となります。対策は、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、そして資源・環境対策の3本の柱からなっております。この対策を全農家の方々にきちんと理解していただき、今後のその農家や集落の営農のあり方について間違いのないよう判断していただくためには、この内容に対する周知徹底を図る対策が必要となります。農協では2月から集落に入り、出席者には1,000円の出席日当を出しながら一生懸命説明に歩いているようではありますが、市の方では一緒に説明に歩いている地域とそうでないような地域もみられ、市の集落の取り組み状況の実態把握をどうとるのか、市長の考えをお伺いいたしたいと思っております。

2つ目といたしまして、集落営農組織育成目標数と今後の取り組みについてお伺いいたします。

19年度からのこの対策を受けるためには、ことしの稲刈りの終わったあたりころまでには、個人なり集落なり結論を出していかなければなりません。集落営農組織化に向けた集落の実態把握を早めに具体的な数値目標を掲げ、自治体として努力すべきと思っておりますが、今後の取り組みについて伺います。

それでは、次に大綱3点目、秋田由利牛振興対策について伺います。

秋田由利牛の振興対策につきましては、10日に鈴木議員の方から質問がございました。できるだけ質問が重複しないように簡潔に伺ってまいりますので、よろしくお伺いいたします。

まず、1番目といたしまして、秋田由利牛振興のためのプロジェクトチームの設立についてお伺いいたします。

先日の鈴木議員のプロジェクトチームの立ち上げについては、どちらかといえばPR活動や消費拡大などの広い範囲の質問でありました。私のは、生産拡大のためのチームについてであります。

秋田県は、肉用牛の振興地域として由利地域を選び、これからの肉用牛の産地として大きな期待がかけられております。地元の関係者も子牛市場や枝肉相場の高値安定の中で、生産拡大の期待も大きく広がるところでありますが、現実には飼育農家の高齢化が進み、管内の現状飼育頭数を維持するのが精いっぱいというのが現実であります。今後、産地として確立していくためには、多頭飼育農家の育成、専業農家の育成など大規模農家の育成が大きなかぎとなるようであります。また、この地は鳥海山ろくの豊富な草資

源も活用でき、この地域の可能性を大きくしているのであります。これら地域の課題の解決や可能性を現実のものとして、繁殖から肥育まで地域一貫体系をつくり上げるためには、現状把握をきちんとした上で振興計画を策定するために、県・農協・関係者とのプロジェクトチームを設け検討していくべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

2番目といたしまして、ふれあい農場の規模拡大と拠点施設の整備について伺います。

秋田県は、向こう3年間で、現在の600頭の管内の肥育牛を倍の1,200頭にふやす計画を立て取り組むようです。管内の増頭予定希望者を大きく支援していくようであります。既に矢島地域では200頭以上の増頭の準備に入っておりますし、秋田由利牛の生産拡大には農家の増頭対策の充実とともに、市においても、ふれあい農場の高い飼育技術を生かした生産規模の拡大と研修生などを受け入れるための施設など、秋田由利牛の振興の拠点となる施設の整備をすべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、3番目といたしまして秋田由利牛の消費拡大とPR活動への積極的な支援について伺います。

秋田由利牛の振興協議会が2月10日に設立し、PR活動の母体ができただけであります。本当に力強く期待するものであります。その後、早速、商工会青年部が中央でPR活動をしていたようであります。しかし、この経費は商工会持ちのようでございます。今後、商工会や、あるいは農家などの消費拡大のためのイベントやPR活動が行われると思いますが、これらの事業にも積極的な支援をすべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

最後になりますが、大項目4番目、日本海沿岸東北自動車関連について伺います。

19年に開催されます秋田わか杉国体を控えて、日沿道本荘 岩城間も、仁賀保 本荘間も急ピッチで工事が進んでいるようであります。

それでは、1番目の大内ジャンクション上り線本荘方面への建設についてお伺いいたします。

当初、大内ジャンクションはインターチェンジとして建設されることになっておりましたが、本荘 岩城間が公団の建設から国直轄に変わり、無料の高速道路として建設されることになり、大内インターは料金所のない本荘大曲道路とのジャンクションとして建設されることになりました。ジャンクションは県が建設することになり、県も厳しい財政状況の中で、本荘と大内間での利用者が少ないなどの理由から秋田方面のみの建設となりました。しかしその後、道路は、仁賀保まで建設が決まり、新たに松ヶ崎亀田インターも設置の見通しがつくなど、当初の状況も一変しております。

平成11年の調査であります。道の駅おおうちの建設のために国道105号の交通量の調査が行われております。11年の1日の大型車の通行台数は1,079台。小型車の通行台数は7,907台と、合わせて8,986台にものぼっております。7年前のデータであります。それから交通量も随分ふえたようにも思います。上り線が開通することにより、国道105号からにかほ市方面への移動は特段に便利になります。国道107号や国道108号、西目方面へも本荘インターを利用することにより、とても便利になると考えられます。総合体育館も高速道路を降りて2分のところにあり、地域間交流には大いに役立つものと思います。また、それ以上のメリットは、北海道などからの長距離トラック等を初め相

当数の車が現在由利本荘市に入っておりますが、その車が市内に入らないことになり、市内の渋滞が大幅に緩和されることが期待されます。このほかにも多くのメリットがあると思いますが、これらメリットを生かす地域の交流のためにも建設が待たれるところでありますが、建設計画がどのようになっているのか、お伺いするものであります。

最後の最後になりますが、上り線早期実現のための効果的な運動について伺います。

今後、早期に実現していくためには、関係機関に対し、粘り強い働きかけをしていかなければならないと思います。市長をトップに議会や市民の盛り上がりがあれば実現できるものではありませんが、今後効果的な運動を展開していくための市長の考えをお伺いいたします。

以上、長くなりましたが、大項目4点、小項目12点につきまして市長の明快なるご答弁をお願いするものであります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 渡部議員のご質問にお答えします。

初めに、18年度施政方針と予算について、（1）の住民自治組織の育成と対策についてでございますが、行政は、今たくさん課題を抱えております。その対応策の一つとして、行政が行うことと市民でもできることを話し合い、そして、役割を分担しながらまちづくりを行っていかこうとするスタイルが全国各地で求められています。

先般、12月定例議会で議決いただいた由利本荘市総合発展計画基本構想においても、「地域に開かれた住民自治のまちづくり」を掲げ、住民自治組織の強化や市民との協働のまちづくりを目標の一つにいたしております。

この中で、平成18年度から新たに自治組織の多様な活動を支援する住民自治活動支援交付金制度を創設し、これから審議される新年度予算の中でも反映されております。

また、住民自治組織の基礎である町内会は、新市が目指す協働のまちづくりの大切なパートナーであり、町内会と行政の橋渡しである行政協力員を通じながら、信頼あるよりよき関係を築いていくべきと考えております。

なお、行政協力員制度につきましては、先ほど今野英元議員のご質問にお答えしましたように、平成18年度は従前のおり維持したいと考えておりますが、平成21年度をめぐりに統一を図ってまいりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、（2）の市民交流事業の推進についてでございますが、ご質問にありましたように、本市各地域ではさまざまなイベントが開催されております。平成18年度においても、ほとんどが従前のおり開催されるものでありますが、市民が実施主体のいわゆる地域振興イベント等においては、合併以前の旧市・町において各地域独自の補助要綱により実施されてきており、合併後の新市において統一すべき事項と位置づけられたところであります。

この経緯を受けて、平成17年度には各総合支所と調整を図りながら地域振興事業補助金交付要綱を作成し、平成18年度から施行することとしております。

新年度予算編成においては、自治振興費に地域振興事業補助金を一括して予算措置したことから、事業によっては予算を減じ、新制度に移行するものも含まれております。

なお、地域振興事業補助の適否については、審査委員会を設置し、イベント等の公益



性、事業効果などを精査の上、決定してまいります。

また、観光振興、農畜産振興など各分野にわたる種々のイベント等においては、現状で開催するもの、内容によっては統合して開催するものなど今後とも精査し、地域の活性化に努めてまいりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、(3)の総合支所機能の強化と独自予算の設置をについてお答えします。

合併前の1市7町は、自然環境や文化などそれぞれの特色を生かしながらまちづくりを進め、一体的な発展を遂げてまいりました。しかしながら、少子高齢化、雇用問題や国・地方を通じた厳しい財政状況などを背景に、地方分権・三位一体改革が進む中、行財政基盤の強化と住民サービスの一層の充実を目指し、昨年3月、1市7町の合併により由利本荘市として新たなスタートをいたしました。

合併後は、それぞれの地域性を生かした均衡ある発展を図るため、地域自治区、地域協議会を設置するなど、市民の皆様にもまちづくりの主人公として参画いただき、貴重なご意見をいただいているところであります。

総合支所が自由に使える独自予算を設置すべきではないかというご質問ではありますが、ご存じのとおり自治体の歳出予算は、1款議会費から13款諸支出金まで目的別に予算化され、それぞれの金額に応じた決裁区分によって執行管理されているものであります。

新年度予算には、厳しい財政状況の中ではありますが、住民自治活動支援交付金事業や地域振興活動への補助金など新規事業を立ち上げ、それぞれの地域の個性ある独自の企画を通して地域の活性化を目指そうとするものであります。さらに、住民生活に支障のないように、緊急かつ迅速に対応すべき予算として、総合支所で完結できる一定金額の需用費を各支所出張所費に計上させていただいたところでありますので、よろしくご理解願いたいと存じます。

次に、(4)の職員の積極的な人事交流による意識改革についてであります。

新市には、早期に一体性を確立することが求められております。そのため、職員は市全域の実態把握や各地域の事情を理解し、共通意識を持って職務に取り組まなければならないものと考えています。職員一人一人が市民全体の奉仕者としての意識を持ち適切に対応できるよう、職員研修や本庁・総合支所相互の人事異動を通して、相互理解を深めるべく一体感の醸成に努めてまいります。

次に、(5)の外部評価制度の導入をについてお答えします。

さきに今野議員にお答えしましたが、行政改革の取り組みの一環として、平成18年度には内部評価の仕組みを確立させ、19年度には住民代表や有識者による第三者機関を設置し、行政評価に外部の意見を反映させる仕組みを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、大きい2番の経営所得安定対策について、(1)の経営安定対策の周知徹底と集落の実態把握、(2)の集落営農組織育成目標数と今後の取り組みはについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

平成19年に導入が新たな経営安定対策において、一定の基準を満たした認定農業者や集落型経営体がこの支援の対象となり、これらの周知に当たっては、すべての集落で説明会を開催するとともに、さらに集落営農の段階を推進する集落については、より具体的な支援を行ってまいります。

また、2月末において管内371集落のうち、集落営農の設立に向け話し合いを始めた集落が187集落となっており、平成19年の新政策施行までには65集落程度の育成を図ってまいりたいと考えています。

今後は、大豆受託集団やミニライスセンターの集団なども含め確実に誘導できるよう、関係機関と一体となって強力な支援を行ってまいります。

次に、3の秋田由利牛振興対策についてであります。(1)の秋田由利牛振興のためにプロジェクトチームの設立を、(3)の由利牛の消費拡大とPR活動への積極的な支援については、関連がありますので一括してお答えします。

秋田由利牛の振興についてであります。秋田由利牛は本市畜産物生産出荷額の大半を占めていることから、繁殖並びに肥育に係る生産振興は重要なことと考えています。秋田由利牛の生産振興の指標となる由利本荘市酪農・肉用牛生産近代化計画の策定が急がれているところでありますが、策定に当たりましては県及びJA秋田しんせい等関係機関と密接に連携を図り、振興対策を進めてまいります。

次に、由利牛の消費拡大とPR活動への積極的な支援をについてお答えします。

秋田由利牛のPR活動につきましては、去る2月10日、秋田由利牛の産地化・ブランド化の強化、確立に向け、行政とJA秋田しんせい並びに商工会が一体となり振興協議会を設立したことはご案内のとおりであります。振興協議会を設立したことから、その機能を十分活用し、合併前は各地域ごとに行っていたPR活動は統一し、より効果的なものにしたいと考えています。

なお、農家や商工会等の関係者が行うイベント並びにPR活動への支援につきましては、今後、協議会としてどのような支援ができるのか幹事会等に諮るなどして検討してまいります。

次に、(2)のふれあい農場の規模拡大と拠点施設の整備についてお答えします。

秋田由利牛の増頭対策につきましては、県及びJA秋田しんせいと連携を図り、新たに新規就農者に対する肥育素牛導入支援補助や経営支援金貸付並びに肥育牛導入貸付制度を創設し、それに伴う利子補給などを本定例会にご提案申し上げたところであります。

今後も、増頭する飼育農家に行政が何をできるのか、何を支援すべきなのかを検討し、対策の充実に努めてまいります。

また、市による由利原に由利牛の振興拠点となる施設建設についてであります。現在、ふれあい農場では素牛を含め約100頭の飼育頭数を抱え、年間約50頭の肥育牛を市場に安定供給するなど、秋田由利牛の産地化に大いに貢献しているところであります。

今後も、新たな施設建設ということではなく、現有施設の一部増設も含め畜産農家育成拡大を図り、増頭と技術の向上に努めてまいります。

次に、大きい4番の日本海沿岸東北自動車道について、(1)の大内ジャンクション上り線の建設計画は、(2)上り線早期実現のための効果的運動方法については、関連がございますので一括してお答えいたします。

現在、地域高規格道路本荘大曲道路の岩谷道路につきましては、日本海沿岸東北自動車道と下り方面について連結工事が進められており、日沿道の完成にあわせた供用を目指しております。

県からは、岩谷道路は日沿道の上下両方向との連結計画であり、そのための用地も既

に確保していることから、開通後の交通量の推移を見て段階的に施工していくと伺っています。

こうした状況でありますので、市といたしましては平成19年の下り方面連結工事完成後、上り方面連結に向けて要望してまいりますので、よろしくご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 8番渡部功君、再質問ありませんか。8番渡部功君。

8番（渡部功君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、二、三伺ってまいりたいと思います。

住民自治活動に対しましては、先ほどのご説明にありましたように各集落の、あるいは町内会の会長さん方の位置づけがあるというようなことではありますが、先ほど申しましたが、これからどうしても中央部と遠い地域につきましては、それなりの集落の自治活動がきちんといっていないとですね、子供たちがいなく、非常にこう離れておりますので、そういう面でもっともっと充実した形の中で、高齢化が進む農村部においては安心と安全のためにはそういうような活動がきちんとして備わってなければならないと思いますし、先ほども申しましたけれども、それが、そのリーダーとして町内会長さんなり自治会長さんがきちんとして総合支所との強いパイプの中で結ばれていることが一番の安心につながるのだと思いますので、21年からのというようなお話がございましたが、その後も充実した形の中で位置づけられるのかどうか、再度お伺いするものであります。

また、自治会にできるだけ自分たちでできることはするようにと、できるようにお願いしていくんだと。職員数も大分減るような計画になりますが、そういうような中で、先般、上川大内地区で市長さんも出席いたしました行政推進員の方々の話し合いの中で、ことしになりまして交通災害なり傷害災害の共済事業と共済的なことを行政でやっているわけではありますが、昨年までは町内会長さんがとりまとめ、そして町の方に、あるいは市の方に町内ごとにまとめてお届けしたというような形を大内の方では取っていました。ことしから、なぜか配付通知はするんですが、届け出はそれぞれ個人でやりなさい。それで朴沢町内の伊藤会長さんが心配したのは、町内会長さん方の仕事は楽になるので結構ですが、一番心配なのは、直接市民の方が役所の出張所なり総合支所に届けなければならない。それによる加入者の減。いつか何かあったときに「入っていなかった」というようなことが起きれば大変だなという住民に対する心配から、これはどうしてですかというようなお話がございました。私はそのようなことにつきましては、本当に町内会長さんなどにむしろお願いして、そして加入漏れがないように、そういうような安全を充実していくのが大切だと思いますが、去年まであってことしなくなってというあたりが非常にこう私は言っていることとやっていることが違うんでないかなというふうに感じるものであります。その点をひとつお聞かせください。

あと、経営安定対策についてですが、一番今大切なことは、この制度をきちんとして農家の方々に知ってもらうということなんです。その上でそれぞれの農家が判断し、将来の営農について判断すると。このきちんとして説明ということで農協さん一生懸命やっているわけですが、先ほど言いましたように行政側からは出席してないところもあります。その出席してない中で把握しました、把握できます。数はできるかもしれませんが。農協が

ら報告は聞くこともできるかもしれませんが、しかし、その集落の本当の実態を肌で感じ取ることができないんだと思います。一番大切なのは、そのいろいろ悩んでいる集落をどのように指導し、そして集落体制にもっていけるものをもっていくように努力するか。そういうような形の中で数値目標をきちんともちながら努力するということが大切なことなんだと思います。先ほどの中では187ぐらいの集落が検討しそうだ、そして65くらいはできるかなというお話がありましたが、今悩んでいるんだと思います。そして制度を十分にまだ理解できないでいる方もたくさんいると思います。その制度の徹底した理解をしていただきながら、何とかこの制度を活用しないと支援策から漏れるわけでありますから、経営そのものがマイナスになっていくわけですから、その点をきちんとして指導いただけるような対策をとっていただきたいというふうに思うところであります。

あと、由利牛のことではありますが、先ほど申しましたように推進協議会を立ち上げてもらいまして一つの母体となりますので、大変喜んでいるところでありますが、私は設立総会のときにちょっとおやっと思ったことは、35万円という年間の予算について、これで何ができるかなと、何もできないというわけではないですが、本当にPRというのができるのかなというのが率直な感想でありました。これからいろいろなPR活動、それは販売だけじゃなくて生産についてもPR活動があるのかもしれませんが、そういう内容を充実していくためには35万円の予算では厳しいんでないかなと。これからいろいろな形の中で動きがあったときに、それはそれなりに補正なりでつけていくということであれば、またそれは別ではありますが、最初からお金たくさんという話ではありませんが、先ほど言いましたようにPR活動にお金が全然できなくて商工会の青年部さんあたりはほとんど自腹で行っているような状態もありますので、その辺少しでも支援していただけるような姿勢なり、あるいは振興協議会の役目を果たしていくことがとても大事なことではないかなというふうに思うところであります。

最後の大内ジャンクションのことではありますが、私ちょうど高速道路と国道105号とジャンクションの小さな三角の中に住んでいる者です。正直いって、車いっぱい高速道路通ると非常に、頭の上がすぐ高速道路ですので迷惑なくらいなんです。しかし、地域の発展を考えたら、この高速道路を十分に生かさないと大変だなと、マイナスになるなと。本当、三方から騒音が聞こえてくる場所なんです。しかしながら、住民としても地域のためにはやはりこれはということで、この事業にも協力しながら地域でやってきているわけではありますが、どうか一日も早くですね、建設されるような、19年度の下り線が完了してからだというように話じゃなくてですね、これからでも運動を進めていくような形にしていきたいと思いますが、そこら辺のことをもう一度お願いしたいと思います。

以上です。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 渡部議員の再質問にお答えしますが、住民自治活動でございますが、中央部と地方...この表現の方法がちょっとなんです、地方だとか中央だとかと言えばまた論議の対象にされますので、どちらが中央でどちらが地方でも結構ですが、いずれにしる広域なこの地域でございますので、私たちはやはりここに住んでいる人たち、お

互いに連携がもたれるように、それがためにまず一つはテレビによって連帯感を深めようと、情報が同じように伝達されるようにということでテレビを設置したわけでございます。それから総合支所ではありますが、何で総合支所を置いているのかと申しますと、今までの合併からすぐ変化が起こると、これはやはり地域によっては今までのならわしからして、大変伝達だとかそういう意思の疎通を欠く場合があるんだということで総合支所を設けているわけです。そして、その総合支所が本当に今までどおりに地域の方々に安心して 地域の方々が総合支所があることによって安心できるかできないかということなんです。総合支所と本庁とは何ら意識的に乖離するものはありません。もし総合支所が心配するとすれば、総合支所の方も少し自分たちが今までのことが最高だというふうな思いにかられている部分がないのかどうかということです。本庁もまた、総合支所のそうした痛み、あるいは心配事についてどのように考えているのか。今合併したばかりでございますので、その辺はこれから徹底して総合支所と本庁、そして地域の方々の意思が、意見が十分伝わるような、そういうふうな取り組みをしてまいりたい、このように思っています。

それから自治体で、会長さんがさっきの共済加入云々ございましたけれども、大変ありがたいことだと。大内の方では、今までやったのを今度やらないでなくて、やって結構なんです。やって結構なんです。今度変わったからやりませんでなくて、自治体としてはそういうふうにできたら最高いいんです。いいことはやりましょうということで、私はやっぱりこれから直接加入する部分と、あるいは会長さんやってくれる部分あってもいいんです。だけれども報酬が足りないよと、こういうふうなところに結びつけるところに少しこれからの町内の意識、自治組織というものはその辺が、手当が来ればやるし、手当が来なければやらないじゃなくて、むしろそこはお互いに話し合っ、いい会長さんだな、会長は会長で私たちの地域の組織というのはいいいことだなというふうに感じれば、おのずとこの問題は解決できることではないのかなと、こういうふうに思っています。

それからPRの問題なんです。これはやっぱりPRは絶対私たちは欠かすことのできない。農協が行って行政の方では行かない、そういうふうなこともあったかもしれませんが。だけれども農協としてみれば、自分たちの農業は農協がやっぱり主体的に指導していかなくちゃならない。それに対して行政がそっぽを向く。そんなことは許されるはずもないし、私たちは農協があり、そして行政が補完する、あるいは場合によっては農協を指導すると、そういうふうな形でPRに努めていきたい。

それから35万円の話ですが、35万円は少ないとは申さなかったけれども、まず35万円をつけたということでひとつご理解いただきたい。これから下がるという話でもない。あるいは倍にするという話でもないんですけれども、35万円というのは数字としては小さいけれども、今までなかったことをなしたことをひとつ評価していただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 8番渡部功君、再々質問ありませんか。

8番（渡部功君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第4号から議案第58号まで及び議案第60号から議案第103号までの99件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ発言の通告がありませんので、以上をもって提出議案に対する質疑を終結いたします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第3、提出議案、陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

---

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明14日から17日までは各常任委員会、18日、19日は休日のため休会、20日は事務整理のため休会、21日は休日のため休会、22日は事務整理のため休会、23日に本会議を再開し、各委員長の審査報告を行い、質疑、討論、採決を行います。また、討論の通告は、22日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段のご配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

---

午後 1時51分 散 会